

特集

2012国際協同組合年(IYC)と これからの協同・連帯社会へ向けて

2012年は「国際協同組合年」(International Year of Co-operatives=IYC)という国連が定めた「国際年」であり、全世界で「協同組合」という組織の社会認知を広め、今以上に社会発展を支える組織となるべき取り組みが行われることになる。

日本の多くの人にとって、毎年実施されるさまざまなテーマの「国際年」とはいったいどのようなものなのか。今年の「国際協同組合年」に対しても関心、理解ともさほど高くないことであろう。

そのような中、少しでも多くの人に認知してもらおうと日本の協同組合陣営などが中心に2012国際協同組合年実行委員会[代表：内橋克人氏](=IYC実行委員会)を立ち上げ、国内での啓発活動、イベントに取り組んでいる。

では、この国連の定めた「国際年」とはなんなのか、なぜ「協同組合」が全世界的に取り上げられなくてはいけないテーマなのかを理解しなくてはならない。

最近の「国際年」を見てみると「国際生物多様性年」(2010年)、「国際森林年」(2011年)と持続可能な環境や生活、仕事の場としての重要性の再認識と保護啓発を訴えるなど、地球規模の課題、問題解決に向けたテーマを取り上げて啓発活動に全世界的に取り組んでいる。

話は脱線するが、日本において「国際年」を私自身が意識させられたのは1979年の「国際児童年」で、ロックグループのゴダイゴが歌っていた国際児童年協賛歌「ビューティフル・ネーム」が巷に頻繁に流れていたことを思い出す。1959年に国連で採択された「児童の権利に関する宣言」の20周年を記念し啓発のため設定された国際年であった。その後も毎年なんらかのテーマで「国際年」が設定されているが、それぞれのテーマの政府担当部署や利害関係団体などが積極的な啓発活動をしないう限り、多くの国民にとってはこの国際年はなじみのないものとなっている。今回の場合、国内においてはIYC実行委員会の動きが唯一の動きとなる。

協同組合陣営を中心に2010年4月27日に「IYC国内実行委員会第1回設立準備会」が立ち上げられ、幅広く様々な団体、有識者に参加を呼びかけ、同年8月4日に第1回2012国際協同組合年全国実行委員会が開かれた。代表には経済評論家の内橋克人氏が選ばれ、2012年に向けて動き出した。IYC実行委員会では、①社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上、②協同組合の発展、③協同組合政策・制度の整備、④東日本大震災からの復旧・復興、を基本目標とし、実現に向け活動していくこととしている。この全国レベルのIYC実行委員会のほか、都道府県レベルでも協同組合などが中心となって地方版実行委員会もいくつか立ち上がっており、全国と地方の二本立てでイベントなどの啓発活動が実施されていく予定である。また、「協同組合憲章」の草案策定にも取りかかり、先行して策定委員会が設置され、2012年1月の年頭にはIYC実行委員会において草案の最終案が決定さ

れ発表された。

そもそも、今年の国際年のテーマとなる「協同組合」は、世界的にどんな意味と期待を持たされているのだろうか。この「国際協同組合年」を決議した国連の2009年の総会において、「協同組合は、その様々な形態において、女性、若者、高齢者、障害者および先住民族を含むあらゆる人々の経済社会開発への最大限の参加を促し、経済社会開発の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与するものであることを認識し、…(中略)、先住民族及び農村地域の社会経済状況の改善において協同組合の発展が果たす可能性のある役割を評価し、…(後略)。(「2012年を「国際協同組合年」とする国連総会宣言—IYC実行委員会」HPより)」とあるように世界的な経済危機や行き過ぎた自由主義経済、地球規模の各国間の経済格差や国内の経済格差などの問題解決に立ち向かえる一つの形態・組織として「協同組合」が期待されている。

それにさかのぼる2002年に国連の機関である国際労働機関(ILO)総会でも「協同組合の促進に関する勧告」(193号勧告)が行われた。

この促進勧告では、協同組合を全ての国において「共同で所有され、かつ、民主的に管理される企業を通して、共通の経済的、社会的及び文化的ニーズ及び希望を満たすために自発的に結合された自主的な人々の団体」と定義し、雇用創出、資源動員、投資創出、経済寄与における協同組合の重要性、協同組合が人々の経済・社会開発への参加を推進すること、グローバル化が協同組合に新しい圧力、問題、課題、機会をもたらしたことを認識し、協同組合を促進する措置を講じるよう加盟国に呼びかけた。(ILO駐日事務所HPより)

「協同組合」は歴史も古く、困難、貧困の生活の中での人々の助け合いの発想で生まれた、協同・連帯の組織であり、今日のような時代であるがゆえに貧困根絶・仕事の創出・社会的統合を果たす役割を試されている。

世界的な動きを見てみるとお隣の韓国では、労働者協同組合法と社会的協同組合法をあわせ持った「協同組合基本法」がすでに発布され、2012年中に施行されることになっている。

また、国際協同組合同盟(ICA; International Co-operative Alliance)内に設置されている労働者協同組合委員会(CICOPA; International Organisation of Industrial, Artisanal and Service Producers' Co-operatives)も「社会的協同組合の世界基準」を策定・発表するなど、社会的課題解決のための国際的な動きも活発になっている。

日本国内では、自立を目指し協同の力で立ち上がろうとする被災地において間違いなく力になるであろう、「協同労働の協同組合法」も制定目前という状態であり一刻も早く成立させなくてはならない。

「国際協同組合年」が単に協同組合陣営のお祭り、イベントで終わるか、この年をきっかけに社会から期待され、社会と連携し、課題解決に取り組める経済組織となりうるのか、問われる1年となる。

まして日本の場合、東日本大震災からの復興・原発事故への対応という課題に対して協同組合の存在が問われており、力強い関与が求められる。

今号ではそんな状況下でスタートした国内外の「国際協同組合年」の動きと展望を探る。

(編集部)